

会津若松市余裕期間設定工事要領

(平成29年2月8日決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事において、受注者の円滑な施工体制の確保等を図るため、建設資機材の準備、労働者確保等の工事着手以外の工事のための準備を行うための期間(以下「余裕期間」という。)を設定することに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 余裕期間を設定することができる工事(以下「余裕期間設定工事」という。)は、次の各号のいずれにも該当する工事とし、必要に応じて設定する。

- (1) 予算年度内(継続費、繰越明許費等が設定済の場合は当該期間内)に標準工期を確保可能な工事
- (2) 設計変更による所要日数の変更、工事中止による工期延長等を考慮した場合にあっても次年度への繰越が生じるおそれがないと認められる工事

(余裕期間の上限)

第3条 余裕期間は、入札の翌日から起算して90日を超えない範囲で設定するものとする。

(余裕期間設定工事における取扱い)

第4条 設計積算に当たっては、契約締結日を起算日とした標準工期又は積上げ工期の日数分の期間を工事期間として行うこととし、受注者が余裕期間を利用することにより生じる経費(冬季補正及び除雪費等)は、受注者の負担とする。

- 2 工事着手前の前払金の支払の請求は、できないものとする。
- 3 工事着手前の現場管理は、発注者の責任において行うものとし、受注者は資材の搬入、仮設物の設置等の行為をしてはならない。
- 4 受注者は、余裕期間中に建設資機材の準備、労働者確保等(下請契約を含む。)の工事着手以外の工事のための準備を自らの裁量で行うことができる。
- 5 工事着手前において、主任(監理)技術者及び現場代理人の配置は要しない。
- 6 余裕期間の利用の有無にかかわらず、入札公告で示す工期は変わらないものとする。
- 7 契約関係書類及び工事関係書類に記載する工期は、設計書を除き、すべて契約書に記載された工期とする。
- 8 契約保証金については、余裕期間の利用の有無にかかわらず、契約日から工期末までを対象とする保証とする。

(余裕期間の利用手続等)

第5条 受注者は、余裕期間の利用の有無を選択できるものとし、余裕期間を利用する場合は、工期の開始日以降、入札公告で示す余裕期間の範囲内において、利用する余裕期間及び工事着手日を任意に設定することができる。

- 2 受注者は、余裕期間を利用する場合は、契約書の提出と併せて余裕期間利用(変更)届(別記様式)を監督員に提出しなければならない。
- 3 受注者は、余裕期間利用(変更)届に記載した着手日を変更しようとする場合は、監督員と協議の上、余裕期間利用(変更)届を監督員に提出しなければならない。
- 4 工事担当課は、受注者が前2項の規定により余裕期間利用(変更)届を提出した場合は、速やかにその写しを契約検査課に提出するものとする。

(各種届出等の取扱い)

第6条 着手届(会津若松市建設工事請負契約規程(平成8年会津若松市告示第22号。以下「規程」という。)第7号様式)、工程表(規程第11号様式)及び現場代理人等通知書(規程第16号様式)は、工事着手するときに、監督員に提出する。

- 2 下請けがある場合の施工体制台帳(会津若松市元請・下請関係適正化指導要綱(平成26年8月5日決裁)参考様式第2号)は、工事着手するときに、監督員に提出する。

- 3 請負金額500万円以上の場合のコリンズ登録は、工事着手するときに、監督員の確認を受け、速やかに登録機関に登録申請する。
- 4 工事履行届（規程第12号様式）は、余裕期間中は提出を要しない。

（金抜き設計書及び特記仕様書への記載事項）

第7条 余裕期間設定工事においては、金抜き設計書の適用欄に次の事項を記載する。

余裕期間設定工事であり、余裕期間は〇月〇日までの〇日間とする。

- 2 余裕期間を設定した工事は、特記仕様書に次の事項を記載する。

- (1) 着手届の提出

着手届は、工事着手するときに提出するものとする。

- (2) コリンズ登録（予定価格500万円以上の場合のみ）

受注時のコリンズ登録は、工事着手するときに、監督員の確認を受け、速やかに登録機関に申請しなければならない。

（入札公告等への記載事項）

第8条 余裕期間設定工事においては、入札公告に次の事項を記載する。

- (1) この工事は余裕期間設定工事であり、受注者は開札日の翌日からの余裕期間〇日間内の任意の日を工事着手日に設定できる。（第5条関係）
- (2) 余裕期間設定工事に係る前払金の支払の請求は、工事着手日より前にはできないものとし、その他については、約款第34条による。（第4条関係）（予定価格500万円以上の場合のみ）

- 2 入札公告に記載する工期は、当該入札公告で定める余裕期間の日数に標準工期又は積上げ工期の日数を加えた日数から1日を減じた期間で設定する。

- 3 前2項の規定は、見積通知において準用する。

（契約書への記載事項）

第9条 余裕期間設定工事においては、契約書に次の事項を記載する。

- (1) 工期

契約締結日から工事完了予定日までの期日

- (2) 特約事項

第〇条 約款第3条第1項に定める工程表については、工事着手するときに提出するものとする。

第〇条 受注者は、前払金の支払の請求は、工事着手日より前にはできないものとし、その他については、約款第34条による。（請負金額500万円以上の場合のみ）

第〇条 受注者が余裕期間利用を選択することにより経費が生じる場合には、受注者がこれを負担する。

第〇条 契約締結の日から工事着手日の前日までの現場管理は、発注者の責任において行うこととし、受注者は資材の搬入、仮設物の設置等の行為をしてはならない。

（補則）

第10条 この要領に定めのない事項については、余裕期間を設定しない工事と同様に取扱うこととする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、決裁の日から施行する。

（会津若松市余裕期間を設定できる工事試行要領の廃止）

- 2 会津若松市余裕期間を設定できる工事試行要領（平成26年10月27日決裁）は、廃止する。

（経過措置）

- 3 改正後の会津若松市余裕期間設定工事要領の規定は平成29年3月1日以降に契約を締結する工事から適用し、同日前に契約を締結する工事については、なお従前の例による。